

こんにちは!

官公需適格 組合さん

今回は、平成11年3月に証明を受けた「三重県石油業協同組合」事務局にお話を伺いました。



倉田さん 中村事務局長 藤本専務理事 上村さん

「地域密着サービスステーションを目指して」

「官公需適格組合」取得のきっかけ

当組合は、昭和30年5月に、組合員の取り扱う石油製品(ガソリン、灯油、軽油、重油、潤滑油、グリース)の共同販売、石油製品及び必要資材の共同購買事業等を行う目的で設立されました。

昭和48年、石油危機に際して、需給の不安定を懸念した官公庁の要望により共同受注事業を追加し石油の供給を行ってきました。

そして、より安定的な供給体制を構築するにあたって中央会の指導で「官公需適格組合」に取組み、平成11年3月に証明を受けました。

サービスステーションの現状

近年、セルフのサービスステーション(SS)が増えてきました。全国では平均25%がセルフサービスとなっており、当県も平均並みですが、山間部や過疎地ではフルサービスのSSが多いのが現状です。

フルサービス店とセルフサービス店、それぞれに良さがあり、セルフサービス店の場合は、まず、安価であることが受け入れられています。

フルサービス店では、カーメンテナンスへの気配りを心掛けている店が多いので、店員の声掛け等によりメンテナンスを行い、安心して車を使用することができます。また、簡易ボイラーを使用しているご家庭や冬場

の暖房器具使用時等に、灯油等の配達も行っています。

「いずれにしても、車には人の命を預けているので、車の状態を気にかけ、安全な車に安心して乗っていただきたい。」と藤本専務理事は話されます。

「官公需適格組合」を取得して

「官公需適格組合」取得前、4件340万円(平成10年度)であった手数料収入が、取得後、国や県、県警との契約が順調に増え、平成27年度は19件567万円にのぼっています。

例えば、国土交通省中部地方整備局は、国の一級河川である木曾三川の氾濫を防止するための状況確認、道路状況確認等を行う定期的な巡回を行います。

そのような時に官公需により、当組合と契約を締結することで、国や県等は、1企業ではなく、県内の組合員企業での給油を一定の価格で行うことができます。

また、組合員側も県が調査し決定した適正価格での販売ができる利点があります。

災害協定締結

当組合の組合員と一体で構成されている三重県石油商業組合は、国・県・市町と災害協定を締結しています。

消防車や救急車といった緊急車両が緊急時に優先的に使用できる中核

のSSが県内に22ヶ所、小口燃料配送拠点が10ヶ所あり、緊急時に対応します。

ライフラインがマヒしたという東日本大震災での事例をもとに自家発電設備を設置し、電気が使用できなくなった場合でも給油対応ができるよう配慮しています。



次世代自動車の構造・点検・整備研修
車の構造・点検・整備研修、低圧電気取扱研修等様々な研修を行っています。

また、時代にあった最新技術を理解するため、次世代自動車の構造・

「当組合員企業が、地域密着のエネルギー供給ができる場所として、魅力ある、そして、いざという時に頼りになるサービスステーション経営を目指していく

ため、尽力していきたい。」と語っておられました。



低圧電気取扱研修の様相

三重県石油業協同組合

理事長	亀井喜久雄
住所	〒514-0004 津市栄町2丁目209番地 関権第2ビル3階
電話番号	059-225-5981
FAX番号	059-226-5543
組合員数	284名
設立	昭和30年5月16日
HPアドレス	http://www.mie-sekiyu.or.jp/index.html